

選手の諸君へ

以下に、台風が接近した場合や特別警報発表された場合、人身事故等による公共交通機関がストップした場合の公式戦の対応を連絡します。学校毎に「台風が接近してきた場合の規定」は異なりますが、京都府高等学校体育連盟テニス部が主管する大会での指針とします。

A. 台風が接近してきた場合

1. 午前7時現在、京都府南部に発表されていた「暴風警報」が解除されている場合は、予定通り午前9時より試合を実施する。
2. 午前7時現在、引き続き京都府南部に「暴風警報」が発表されている場合は、自宅待機とする。
3. 午前10時現在、京都府南部に発表されていた「暴風警報」が解除されている場合は、午後0時（正午）より試合を再開する。
4. 午前10時現在、引き続き京都府南部に「暴風警報」が発表されている場合は、自宅待機とする。
5. 午前7時以降に京都府南部に「暴風警報」が新たに発表された場合は、速やかに帰宅し、自宅待機とする。

B. 『特別警報』が発表された場合と、会場地が「避難勧告」や「避難指示」になっている場合

1. 『特別警報』が発表されている場合は、その日は自宅待機とする。また、解除された場合や解除後警報に切り替えられた場合も、その日は自宅待機とする。
2. 会場地が「避難勧告」や「避難指示」地域に指定されている場合も、その日は自宅待機とする。

★上記Aの4、5やBで自宅待機となった場合、その日の午後6時以降に下記のホームページ等にて次の日の予定を発表するので、各自または各校で確認してください。

京都府高体連テニス部ホームページ (<http://park.geocities.jp/tenniskyoto/index.htm>)

<目安>・次の日の試合日程が確定している場合⇒そのまま実施し、予備日については、試合会場で指示する予定

・次の日に試合日程が確定していない場合⇒ホームページ等にて発表する予定

★上記Aの1、3で試合を実施する際、自宅が遠方によりエントリー時刻に到着が遅れそうな場合、できるだけ早く会場に到着できるように心掛けてください。生徒手帳（学生証）等で自宅住所が証明でき、会場本部役員が公遅刻と認めた場合は、1R終了時点まではウォークオーバーとせずに参加を認めます。なお、1Rが終了しても到着できない場合は試合進行に支障をきたしますので、ウォークオーバーとし参加を認めません。

★学校としての対応はそれぞれ違いますので、参加については顧問の先生に確認をとってください。ただし、大会については上記のように対応しますので、各学校の対応を尊重することはできませんので、御理解ください。

C. 人身事故等による公共交通機関がストップした場合

公共交通機関が、人身事故等の関係で運行をストップしてしまふことがあります。その際は、できるだけその他の交通機関を利用して試合会場へ向かって下さい。その際は公遅刻の扱いとして、1R終了時点まではウォークオーバーにせずに参加を認めます。なお、1Rが終了しても到着できない場合は試合進行に支障をきたしますので、ウォークオーバーとし参加を認めません。

D. 公共交通機関が遅れた場合

公共交通機関が遅れた場合、必ず「延着証明」等証明できるものを受け取って試合会場に向かって下さい。公遅刻とし、試合の参加を認めます。ただし、「延着証明」等の証明がなければ公遅刻とはできません。

なお、自動車等の送迎（公共交通機関以外）での遅刻は一切認めません。

選手の諸君へ

京都府高等学校体育連盟テニス部が主管する以下の大会については、平成21年度から参加料の中に保険料を加えて徴収し、主催者として大会での突発的な事故等について対応をとれるような体制を整えています。保険は、東京海上日動火災株式会社の「レクリエーション災害補償プラン」を掛けており、内容は以下の通りです。

<保険対象の大会>

<補償内容>

- | | | |
|---------------------|---------------|---------|
| 1. 全国総体京都府予選（個人&団体） | ・ 傷害保険 死亡・後遺症 | 約6百万円 |
| 2. 近畿大会京都府予選（個人） | 入院 | 2千円 |
| 3. 全国選抜京都府予選（団体） | ・ 賠償責任<免責なし> | 1名 1億円 |
| 4. 京都府高等学校選手権（個人） | （対人・対物共通） | 1事故 1億円 |

ただし、賠償責任保険は主催者が負う賠償責任のみが対象で、参加者個人が負うものは含まれていません。

大会中、何か事故等で保険を必要とする場合は、直ちに顧問の先生に連絡をし、顧問の先生から専門委員長まで連絡を入れてもらえるようにしなさい。

